

佐賀県告示第四百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年三月三十一日から平成二十二年四月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
県道 佐賀外環 状線	神崎市千代田町姉字大一本松 一六六番一地先から 神崎市千代田町姉字乙三本松 一八四四番二地先まで	神崎市千代田町姉字大一本松 一六六番一地先から	前	一〇・三 七・〇	一九七・九
			後	一〇・三 七・〇	
県道	神崎市神埼町本告牟田字九本 松八三六番二地先から 神崎市神埼町本告牟田字三本 杉二二二一番一地先まで	神崎市神埼町本告牟田字九本 松八三六番二地先から	前	二一・六 九・〇	四〇〇・五
			後	二一・五 八・二	
県道	神崎市神埼町本告牟田字九本 松八三六番二地先から 神崎市神埼町本告牟田字三本 杉二二二一番一地先まで	神崎市神埼町本告牟田字九本 松八三六番二地先から	前	二一・六 九・〇	四〇〇・三
			後	二一・五 八・二	
県道	神崎市千代田町姉字大一本松 一六六番一地先から 神崎市千代田町姉字乙三本松 一八四四番二地先まで	神崎市千代田町姉字大一本松 一六六番一地先から	前	一〇・三 七・〇	一九八・六
			後	一〇・三 七・〇	